

議案第 5 1 号

米子市公民館規則の一部を改正する規則の制定について

米子市公民館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 1 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規則第 号

米子市公民館規則の一部を改正する規則

米子市公民館規則（平成１７年米子市教育委員会規則第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表（第３条関係） <table><tr><th>公民館</th><th>付属施設</th></tr><tr><td>米子市明道公民館</td><td><u>多目的広場</u></td></tr><tr><td colspan="2">米子市住吉公民館～米子市県公民館　〔省略〕</td></tr></table>	公民館	付属施設	米子市明道公民館	<u>多目的広場</u>	米子市住吉公民館～米子市県公民館　〔省略〕		別表（第３条関係） <table><tr><th>公民館</th><th>付属施設</th></tr><tr><td>米子市明道公民館</td><td><u>テニスコート</u></td></tr><tr><td colspan="2">米子市住吉公民館～米子市県公民館　〔省略〕</td></tr></table>	公民館	付属施設	米子市明道公民館	<u>テニスコート</u>	米子市住吉公民館～米子市県公民館　〔省略〕	
公民館	付属施設												
米子市明道公民館	<u>多目的広場</u>												
米子市住吉公民館～米子市県公民館　〔省略〕													
公民館	付属施設												
米子市明道公民館	<u>テニスコート</u>												
米子市住吉公民館～米子市県公民館　〔省略〕													
備考　表中の〔　〕の記載は、注記である。													

附　則

この規則は、令和２年１２月１日から施行する。

議案第 5 1 号資料

米子市公民館規則の一部を改正する規則

(改正理由)

米子市明道公民館の附属施設であるテニスコートを廃止し、多目的広場として整備するため、規則の一部を改正しようとするものです。

(改正内容)

- 1 米子市公民館条例第 2 条第 2 項の規定により設置する附属施設のうち、米子市明道公民館の「テニスコート」を「多目的広場」に改める。(別表関係)
- 2 この規則は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行することとする。

(参考事項)

米子市明道公民館の附属施設であるテニスコートは、近年、テニスコートとしての利用実績がほとんどないため、機能を多目的広場に変更し、所要の整備を行うことにより住民の利便性向上を図り、附属施設をより有効に活用できるようにするもの。

議案第 5 2 号

米子市美術館の指定管理者の指定について

米子市美術館の指定管理者を指定することについて、別紙のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定による議会の議決を求める議案を提出する。（米子市議会 1 2 月定例会提出分）

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

米子市教育委員会

議案第 号

米子市美術館の指定管理者の指定について

米子市美術館の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

1 指定管理対象施設

名 称	所 在 地
米子市美術館	米子市中町 1 2 番地

2 指定管理者に指定する者

米子市末広町 2 9 3 番地

一般財団法人米子市文化財団

理事長 杉 原 弘一郎

3 業務の範囲及び管理の基準

(1) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる指定管理対象施設の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を行うものとする。

ア 施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に關すること。

イ 施設等の利用に關すること。

ウ 利用の促進に關すること。

エ 指定管理対象施設の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に關すること。

オ その他の管理業務のうち、教育委員会のみの権限に属する事務を除くもの

(2) 管理の基準

指定管理者は、次に掲げるところにより、指定管理対象施設の管理業務を適切に行うものとする。

ア 自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させること。

イ 市民が広く利用する公の施設としての指定管理対象施設の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、指定管理対象施設の施設等について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

ウ 指定管理対象施設の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、指定管理対象施設の設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めること。

4 指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

議案第 5 3 号

米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市
埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について

米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財
センターの指定管理者を指定することについて、別紙のとおり、地方
自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定によ
る議会の議決を求める議案を提出する。（米子市議会 1 2 月定例会提
出分）

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

米子市教育委員会

議案第 号

米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵
文化財センターの指定管理者の指定について

米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

1 指定管理対象施設

名 称	所 在 地
米子市立山陰歴史館	米子市中町 20 番地
米子市福市考古資料館	米子市福市 461 番地 20
米子市埋蔵文化財センター	米子市福市 281 番地

2 指定管理者に指定する者

米子市末広町 293 番地

一般財団法人米子市文化財団

理事長 杉 原 弘一郎

3 業務の範囲及び管理の基準

(1) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる指定管理対象施設の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を一括して行うものとする。

ア 施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

イ 施設等の利用に関すること。

ウ 利用の促進に関すること。

エ 米子市立山陰歴史館及び米子市福市考古資料館の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。

オ その他の管理業務のうち、教育委員会のための権限に属する事務を除くもの

(2) 管理の基準

指定管理者は、次に掲げるところにより、指定管理対象施設の管理業務を適切に行うものとする。

ア 自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させること。

イ 市民が広く利用する公の施設としての指定管理対象施設の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、指定管理対象施設の施設等について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

ウ 指定管理対象施設の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、米子市立山陰歴史館及び米子市福市考古資料館については、その設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めること。

4 指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

議案第 5 4 号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、別紙のとおり、同条第 2 項の規定により議会に報告する。（米子市議会 1 2 月定例会提出分）

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

米子市教育委員会

議案第 号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

令和 2 年 12 月 1 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

- 1 処 分 件 名 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 処分年月日 令和 2 年 10 月 8 日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 10 月 8 日

米子市長 伊 木 隆 司

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上市の義務に属する物損事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定する。

1 和解の概要

市側の過失割合を 10 割とし、市の損害賠償額を 8 万 9,661 円とする。

2 相手方 米子市在住の個人

3 事故の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事故発生日 | 令和元年 12 月 19 日 |
| (2) 事故発生場所 | 米子市淀江町西原地内 相手方自宅敷地内 |
| (3) 事故の状況 | 午後 4 時 30 分頃、米子市立淀江中学校のグラウンドで行っていた同校の部活動としてのサッカーの練習で生徒が蹴ったボールが飛来し、当該ボールが相手方自宅の屋根に設置した相手方が所有するアンテナに当たり、当該アンテナを破損させたもの。人身事故なし。 |

議案第 5 5 号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、別紙のとおり、同条第 2 項の規定により議会に報告する。（米子市議会 1 2 月定例会提出分）

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

米子市教育委員会

議案第 号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

令和 2 年 12 月 1 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

- 1 処 分 件 名 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 処分年月日 令和 2 年 10 月 28 日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 10 月 28 日

米子市長 伊 木 隆 司

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上市の義務に属する学校の管理の瑕疵^{かし}による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定する。

1 和解の概要

市側の過失割合を 10 割とし、市の損害賠償額を 7 万 4,382 円とする。

2 相手方 西伯郡南部町在住の個人

3 事故の概要

- (1) 事故発生日 令和 2 年 9 月 11 日
- (2) 事故発生場所 米子市皆生五丁目 18 番 32 号 米子市立福生東小学校敷地内
- (3) 事故の状況 米子市立福生東小学校北校舎の軒の外壁コンクリートが剥落し、当該剥落したコンクリートの塊が、その直下に駐車されていた相手方所有の普通乗用自動車のリアガラスに当たり、当該リアガラス等を破損させたもの。人身事故なし。

議案第 56 号

財産の取得について

財産を取得することについて、別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定による議会の議決を求める議案を提出する。（米子市議会 12 月定例会提出分）

令和 2 年 11 月 20 日

米子市教育委員会

議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

1 財産の表示

種 類	品 目	数 量
学習用情報 通信機器	N E C 製学習用タブレット端末	12,121 台

2 取得の目的 米子市立小学校及び米子市立中学校における授業で使用する学習用情報通信機器として取得する。

3 取得価額 545,323,790 円

4 相手方 米子市皆生温泉一丁目 16 番 2 号
三保電機株式会社米子支社
支社長 尾 崎 俊 和